

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書について
本市議会は、国会及び政府に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年12月16日提出

議会議員	東	木	久	代
同	神	尾	江	里
同	谷	津	英	美
同	松	長	由美	絵
同	杉	原	栄	子
同	平	川	和	美
同	柳	沢	潤	次
同	原	田		建

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書

平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決。同年7月に施行された。強姦罪が、性別を問わない強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが、被害者の告訴が無くても起訴できる非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

しかしながら、強制性交等罪の成立要件として脅迫、暴行を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分ではないかとの議論があり、衆議院では6項目、参議院では9項目、「必要があると認める時は、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする」との付帯決議が付され、施行3年後の見直し規定が盛り込まれている。

この刑法の改正により、改正前より監護者性交等罪など多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り、加害者を罪に問えないため、加害者側が無罪となる例が相次いでおり、改めて改正刑法の内容は、法律と実態が乖離しているとして社会問題化している。被害者は明確な形で抵抗できない場合もあるため、多くの欧米諸国では、1990年代から性犯罪成立の要件を「同意の有無」に転換が進められ、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われている。

「誰一人取り残さない」を基本理念とするSDGs（持続可能な開発目標）の取り組みを進める中で、目標5の「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」観点からも性犯罪に関する取組を更に充実させることが求められている。

よって国会及び政府は、被害者の視点に立った「より良い制度」を実現するため、性犯罪に関する刑法改正の充実にあたり、次の事項の見直しをされるよう要望する。

- 1 強制性交等罪における「暴行、脅迫、心神喪失、抗拒不能等」の要件を見直すこと。
- 2 性交同意年齢を引き上げること。
- 3 不同意の性行為を刑法に位置づけること。
- 4 公訴時効の撤廃を含めた見直しを行うこと。
- 5 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大とともに、地位関係性を利用した性犯罪の規定を新たに創設すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月16日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国家公安委員会委員長

} あて